

いじめ重大事態について

1 市としてのいじめ対応についての方針

- ① 学校において、いじめ防止対策推進法や県・市・学校のいじめ防止基本方針に基づいた、いじめの定義、認知と対応策、重大事態とその対応策、未然防止等について、全教職員の理解と組織的な行動ができるようにすること。
- ② 教育委員会においては、各学校におけるいじめに係る対応や取組について、適宜、的確な指導助言及び支援を行うこと。

2 具体的な取組

- ① 学校の「いじめ防止基本方針」を補足・強化するものとしての「**いじめ重大事態対応マニュアル**」の作成・配布
- ② 「臨時校長会」を開催し、本件についての周知と「いじめ重大事態対応マニュアル」を配布し、各学校の「いじめ防止基本方針」とともに、いじめの定義、認知と対応、いじめ重大事態とその対応についての理解及び指導体制再確認のための「**校内研修の実施**」を指示
- ③ 「**校内研修に係る参考資料**」の作成・配布
- ④ 児童生徒主体によるいじめ防止のための会議（「**上尾市『いじめ防止子どもサミット』**」（仮））の開催（予定）
 - ・各校のいじめ根絶に向けた取り組みの発表やいじめ防止に向けての「宣言」を策定していく。
- ⑤ 子供、学校、教職員、保護者、地域に向けてのいじめに関する情報発信や啓発のための「**いじめ防止に関するページ**」を教育委員会ホームページに特設（予定）
- ⑥ 現在、本市が行っているいじめ防止等のための施策の強化・充実
 - ・道徳や特別活動の充実
 - ・児童生徒生活アンケートの実施【毎月】
 - ・子どものサイン発見アンケート（家庭用）の実施【年3回】
 - ・人権標語・人権作文の実施
 - ・教職員のいじめに対する実践的な指導力向上研修（CAP研修）の実施
 - ・学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を測定する質問紙検査（hyper-QU）の実施

など